

秋田県警察署協議会委員の委嘱に関する訓令

平成13年3月16日
秋田県警察本部訓令第16号

改正 平成21年3月本部訓令第7号 令和2年12月25日本部訓令第24号

秋田県警察署協議会委員の委嘱に関する訓令を次のように定める。

秋田県警察署協議会委員の委嘱に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田県警察署協議会委員の委嘱等に関する規程（令和2年秋田県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に規定する警察署協議会委員（以下「委員」という。）の委嘱手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の任務)

第2条 委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）の諮問に応ずること。
- (2) 警察の事務の処理に関し、署長に意見、要望等を述べること。

(委員の選考手続等)

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、委員候補者の選考にあたり、委員として委嘱されることを希望する者を公募するものとし、その事務は警察本部警務部総務課長（以下「総務課長」という。）が行うものとする。

- 2 総務課長は、公募に応募のあった者（以下「応募者」という。）の関係書類の写しを関係警察署に送付するものとする。
- 3 署長は、応募者の関係書類の送付を受けたときは、委員候補者として選考することができるものとする。
- 4 署長は、委員候補者を選考の上、警察署協議会委員候補者上申一覧（別記様式1）及び警察署協議会委員候補者資料（別記様式2）を作成し、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。
- 5 本部長は、上申のあった委員候補者についてとりまとめ、公安委員会に対し推薦するものとする。

(解嘱)

第4条 署長は、委員に解嘱事由が生じたときは、解嘱事由報告書（別記様式3）により、直ちに本部長を経て公安委員会に報告するものとする。

(欠員の補充)

第5条 第3条第4項及び同条第5項の規程は、委員に欠員が生じた場合において補充する委員の委嘱手続について準用する。

(公表)

第6条 署長は、委員が委嘱されたときは、委員の氏名及びその他所属する協議会の名称を、住民に周知させるよう適切な措置を講ずるものとする。

(細則の制定)

第7条 この訓令の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月9日本部訓令第7号）

この訓令は、平成21年3月13日から施行する。

附 則（令和2年12月25日本部訓令第24号）

この訓令は、令和2年12月25日から施行する。

別記様式1 (第3条関係)

警察署協議会委員候補者上申一覧

(警察署：委員定数 人)

番号	氏名	年齢	性別	住所	選考経緯	再任
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注1 年齢欄：任命予定年の4月1日時点での年齢を記載すること。

再任欄：再任用の場合は「再」、新規の場合は「新」と記載すること。

別記様式2 (第3条関係)

警察署協議委員候補者資料

(警察署)

(ふりがな) 氏 名	-----		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)			
住 所	〒 ー 電話 () ー			
職 業 (役 職)	()			
経歴 ・ボランティア ・職歴など				
選 考 経 緯	<input type="checkbox"/> 再任・ <input type="checkbox"/> 公募・ <input type="checkbox"/> 他薦 ()			
選 考 理 由				

別記様式3 (第4条関係)

秋田県公安委員会 殿		年 月 日	警察署長
解 嘱 事 由 報 告 書			
下記の委員については、次のとおり解嘱事由が生じたので報告する。			
(ふりがな)		職 業	
氏 名		生年月日	年 月 日生(歳)
委嘱年月日	年 月 日	委嘱番号	
解 嘱 事 由			